**第５章　計画の推進**

**１　（仮）岐阜市多文化共生推進会議の設置**

本市では平成21(2009)年に外国人市民の市政への参画を推進し、誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、外国人市民から意見を聴取し市政に反映させるとともに、多文化共生社会の推進に寄与することを目的として岐阜市外国人市民会議を設置しました。委員は学識経験者、外国人コミュニティ団体に所属する者、国際交流・多文化共生活動に従事する者、公募委員からなり、会議では外国人市民に係る施策に関する事項や外国人市民と日本人市民との交流及び共生に関する事項など多文化共生推進基本計画に掲げる事業の効果的な取り組みについて意見を伺っています。

今後は、外国人市民と日本人市民が同じ場において、それぞれの観点から本市の多文化共生を議論し相互理解を深め、よりよい事業展開へとつなげるためオール岐阜で推進する体制を構築します。岐阜市外国人市民会議を母体として、地域の代表、日本語ボランティア、国際交流団体、国や県など外国人市民を取りまく関係機関・団体で構成する（仮称）岐阜市多文化共生推進会議を設置し、本計画を推進していきます。

会議では、特に重要な取組の実施に係る調整や検討のほか、国の政策や社会情勢に対応する取り組みについて協議することとします。

**２　庁内推進体制**

本計画を推進するために、市長を本部長とする「岐阜市市民との協働推進本部」及び市民参画部次長を幹事長とする同幹事会において、年度ごとのアクションプランの確認及び計画の進捗管理を行います。

また、岐阜市の多文化共生推進に関して、庁内関係部の連携及び調整を図り、横断的な検討を行う役割を担うことを目的として設置している多文化共生推進リーダーを通じて、次の業務を行います。

①　定期的に会議を開催し、計画の進捗状況の確認と情報共有を行います。

②　計画を推進していくために毎年度、アクションプランを策定し、具体的な事業の展開を図るとともに、年度末において、各事業の達成度合い等をチェックし、PDCAサイクルにより事業の見直しを行います。

③　外国人市民向け情報サイトの掲載内容など、全庁的に取り組む多文化共生推進施策について検討を行います。

